別表第六十九号の二中注4を注5とし、注3の次に次のように加える。

4　ガンマ補正は、次のいずれかの特性によるものとする。

⑴　標準ダイナミックレンジの場合

$E' = \alpha L^{0.45} - (\alpha - 1)$　（$\beta \leqq L \leqq 1$）

$E' = 4.50L$　（$0 \leqq L < \beta$）

ただし、E'は映像信号のカメラ出力に、Lはカメラの入力光に比例した電圧とし、いずれも注5に示す基準白色により正規化した値とする。α及びβは、次の連立方程式の解とし、計算に当たっては小数点以下第三位未満の端数は四捨五入した値を用いてもよい。

$$\begin{cases} 4.5\beta = \alpha\beta^{0.45} - \alpha + 1 \\ 4.5 = 0.45\alpha\beta^{-0.55} \end{cases}$$

⑵　高ダイナミックレンジの場合（輝度信号及び色差信号の標本値について、十桁の二進数字によって量子化を行うものに限る。）

以下のいずれかの特性によるものとする。

ア　$E' = \sqrt{3L}$　（$0 \leqq L \leqq \frac{1}{12}$）

$E' = a \cdot \ln(12L - b) + c$　（$\frac{1}{12} < L \leqq 1$）

ただし、E'は映像信号のカメラ出力に、Lはカメラの入力光に比例した電圧とし、いずれも0から1の範囲で正規化した値とする。a、b及びcは定数であり、以下のとおりとする。

$a = 0.17883277$

$b = 0.28466892$

$c = 0.55991073$

イ　$E' = \left(\frac{c_1 + c_2 L^{m_1}}{1 + c_3 L^{m_1}}\right)^{m_2}$　（$0 \leqq L \leqq 1$）

ただし、E'は映像信号のカメラ出力に比例した電圧とする。Lはカメラの入力光に比例した電圧とし、L＝1が表示輝度10,000cd／㎡に対応するものとする。m_1、m_2、c_1、c_2及びc_3は定数であり、以下のとおりとする。

$m_1 = 2610 / 4096 \times \frac{1}{4} = 0.1593017578125$

$m_2 = 2523 / 4096 \times 128 = 78.84375$

$c_1 = 3424 / 4096 = 0.8359375 = c_3 - c_2 + 1$

$c_2 = 2413 / 4096 \times 32 = 18.8515625$

$c_3 = 2392 / 4096 \times 32 = 18.6875$

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第三十三号の三の二（第二面）注意1中「事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください」の下に「。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます」を加える。

様式第三十三号の五の二（第二面）注意9中「事業主に代わって」を「事業主の委託を受けて」に、「当該事業主の提出代行者」を「当該事業主から委託を受けた者」に改め、「ことができる」及び「被保険者に代わって」を削り、「当該事業主が当該被保険者の提出代行者」を「被保険者本人の申請」に改める。

様式第三十三号の六（第二面）注意3中「40%」を「67%」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○防衛省令第十四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十条の十三の規定に基づき、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日　防衛大臣　中谷　元

航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則の一部を改正する省令

航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第七号中「防衛課」を削り、「運用課」の下に「、演習企画課」を加える。

第二十八条中「四課」を「五課」に、「通信電子課」を「演習企画課通信電子課」に改める。

第二十九条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とする。

第二十九条の二中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二号中「実施計画」の下に「及び検閲」を加え、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　技術教育の検閲に関すること。

第二十九条の二中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　航空支援集団の行動に関すること。

第二十九条の三を削り、第二十九条の四を第二十九条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（演習企画課）

第二十九条の四　演習企画課においては、次の事務をつかさどる。

一　演習の実施計画に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、演習に関すること。

附　則

この省令は、平成二十八年七月二十九日から施行する。